

裁判長
認印



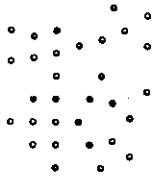
調 書 (決定)	
事件の表示	平成23年(受)第1698号
決定日	平成24年10月23日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	岡 部 喜 代 子 田 原 睦 夫 大 谷 剛 彦 寺 田 逸 郎 大 橋 正 春
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成23年(ネ)第133号(平成23年6月7日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成24年10月23日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 木 綱 清 隆 (印)</p>	

当事者目録

申 立 人
同 代 表 者 理 事
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

相 手 方
同 代 表 者 代 表 取 締 役
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
清 水 巖
鈴 木 尉 久 ほか
旧商号株式会社ジャルツアーズ
株式会社ジャルパック
大 西 誠
加 瀬 洋 一 ほか



これは正本である。

平成24年10月23日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 木 網 清 隆

